

●鐵鋼材輸入調節法卑見 今泉嘉一郎

一、案

本邦に於て産出し得る鐵、鋼材の輸入を爲さんとする者は豫め政府の許可を受くるを要す。

一、要 旨

本邦に於て既に相當の發達をなし且其保護助成を必要とする製鐵事業の製品に對し本邦に於ける需用及供給の如何を顧みずして猥りに過大の輸入をなし之に依て徒らに滞貨を増大し從て市價の暴落を誘致し右工業の基礎を破壊し若くは其健全なる發達を阻害するの虞あるときは政府は此處置に依て需給の調節を計るものとす。

一、理 由

鐵、鋼材の如きは戰時中輸入に依て多額の利益を獲得したるものありたるがため是等物資の輸入に従事するもの發出し從來の輸入業者は勿論、何等の經驗なき所謂素人筋、若くは幾多の新設商事會社は争て投機的輸入を試むるに至り戰後に及ぶも尙其趨勢を改めず大正九年の如き各種鐵鋼材中本邦に於て最も製産容易なる條及板は合計七十八萬噸此價格一億四千九百二十八萬圓、筒及管は四萬三千三十噸此價格一千四百七十五萬圓を輸入したり。抑も大正九年に

於て條及板の内地需用高及製産能力は正確に算定することを得ずと雖も大略左の如きものなりしなり。

大正九年内地需用高 六〇〇、〇〇〇噸

大正九年内地製産能力 五〇〇、〇〇〇噸

即ち需用に對し僅に十萬噸の不足あるべきものに對し七十八萬噸の輸入ありて茲に六十八萬噸の供給超過を見んとするに至れり此の如き不當輸入の結果は事實左の如き現象を呈するに至れり。

大正九年中の條及板不當輸入高 六八〇、〇〇〇噸

右に對する結果

一、税關倉庫、商人手持、其他滞貨 三〇〇、〇〇〇噸

二、官立製鐵所滞貨 七〇、〇〇〇噸

三、民間各製鐵所滞貨 一〇、〇〇〇噸

四、各製鐵所製造減縮 三〇〇、〇〇〇噸

合 計 六八〇、〇〇〇噸

大正九年に於ては條及板に關し少くとも五十萬噸の製造能力を有する本邦製鐵事業に對し三十萬噸即ち六割に相當する製造制限を行ふの止なきに至らしめたるものなり而して輸入條及板の平均單價は百九十二圓にて之に輸入税陸揚費等を加算すれば少くとも二百五圓となる元來輸入價格に依て支配せらるゝ我國の市場に於ては此價格こそ即ち本邦の最低市價たる可きものなり若し我市場にして此價格を保ちたらんには本邦製鐵業者は尙相當の利益あるが故に事業

は格別の故障なくして相當の製産能力を發揮すべかりしなり然るに前掲の如き投機者流の無謀なる輸入に依り莫大の滞貨を生ずるに至りたる結果は茲に此法則を破り本邦市場のみ特に著しき鐵價の暴落を來し昨年を通じて此種鋼材平均一噸市價百四五十圓となり當時の原料費を以てしては製造業者として到底利益を見ると能はざるに至りたるを以て官立製鐵所の如き特別の事情あるものを除く外殆んど悉く其作業を中止するの止むなきに至りしものなり。翻て之を見れば此の如き無謀なる輸入をなしたる投機者流夫自身の損失も亦尠からず即ち一噸に付少くとも六十圓の損失を生じ合計輸入七十八萬噸に對し四千六百八十萬圓の巨損を受くるの止むなきに至れり而して之は單に當業者の損失に止らず延て之が金融の途に當れる銀行業者の損失となり遂に一般經濟界の不況を助成するに至りたる者なり。筒及管に至りても亦大正九年中の輸入高四萬三千三十噸にして同年の需用高四萬噸に比し既に超過せるが上に内地製造高三萬噸と相俟て是亦非常なる滞貨を生じ從て又市價の暴落となり本年に及んでは遂に製造業者を壓迫して作業を減縮せしめ而も他方に於て輸入當事者及金融業者の損失亦前掲の例と同じ。其他銑鐵の如きも亦昨年中の輸入高三十四萬噸（一噸百二十圓）にして之がため年末に及びて約五十萬噸の滞貨を來し本邦製鐵業の中止其他財界擾亂の原因たりしこと是亦前例の如し。

之を要するに大正九年中輸入せられたる各種鐵鋼材は原價合計二億八千萬圓の巨額に達し而も其大部分は全く此の如き無用の輸入たりしものなり。大正九年度に於ける我海外貿易は三億八千萬圓の輸入超過を來したり思ふに本邦從來の輸入超過は多くは綿毛の如き本邦に産出なき原料品の輸入増加に依るものにして敢て悲觀することを要せざりしも大正九年度の如きは此の如き無用の輸入に依り此の如き輸入の大超過を招來するに至りたるのみならず之がため多年獎勵に勉めつゝある本邦の重要工業を破壊し加ふるに輸入業者金融業者の損失と相俟て一層經濟界の不況を助成するに至りたるを見る是れ豈爲政者の看過す可きとならんや以上の理由に依り政府は須らく此種重要工業製品の需用及供給に關し慎重の調査を遂げ適當なる輸入調節を行ひ以て需給の平準を期し之に依り一は以て是等工業の基礎を安保利他は以て財界の擾亂を豫防する策を講ぜざるべからず。

●造船材料免稅に關する法令の施行

（附、製鐵業獎勵法中改正法律）

現内閣の船鐵政策の實現として改正せられたる關稅定率法は製鐵保護の爲めに鐵鋼材に對して輸入稅率の引上を行ふと同時に一面造船保護策として造船材料の關稅免除を計りたるものにて其免稅の範圍其他同法の第十條に所謂命令の件は五月二十八日勅令の公布を見六月一日より施行せらる

る事となれるが之に就て遞信當局の説明する所左の如し。

我が造船獎勵政策としては明治二十九年三月造船獎勵法を公布せられ獎勵金の交付を爲し來りたるが歐洲大戰の影響は我が造船事業をして空前の活況を呈せしめ國內に於て船舶の新造せらるゝもの相踵で起り當時獎勵を必要とせざるの狀態に在りたるを以て大正六年七月獎勵金下付を停止するの法律を公布せられ次で大正八年十二月造船獎勵法は施行期間の満了に依り其廢止を見たる儘今日に及び、元來我國防上、産業上又貿易上より考察するも本邦の地理的状態に鑑み航運の緊要なるは云ふを俟たざる所にして又航運夫自體は一に優良且豊富なる船舶を基礎とするものなるに拘はらず現在本邦に於ては其數量の不充分なるのみならず、又優良なるものにも乏しくして本邦船舶の現状は今後尙多數船舶の増加を必要とすること明瞭なりと云はざるべからず、然るに本邦造船業は之を外國の夫れと比較するときは多くの點に於て不利なる地位にあるを以て何等か之が對策を講ずるにあらざれば到底國內に於て低廉且適當なる船舶を供給すること能はざるべし固より戰時に於て一時造船獎勵法の停止を見たるが如き程度に内地新造船の激増したるは事實なるも此事實は唯世界的船腹の不足を來し外國より船舶の供給杜絶したるに依る一時的現象に過ぎず從て一旦戰亂終熄したる現時に於ては再び我造船業は戰前の状態に復歸し依然不利なる地位に立ちつゝあるを以て政府は我が造船業に對し此不利なる點を除去するに付深甚の考慮を拂ひ臨時財政經濟調査會にその根本方策を諮問せられたる處同會は慎重審議の末一般的對策としてはその數多の不利なるもの中最も重要な造船材料並艤裝品を成るべく廉價且自由取得せしむる方法を講ずること焦眉の急なる旨の答申の次第もありたるを以て政府も此趣旨を採用し船舶の建造及修繕に使用する鐵鋼材、機關及艤裝品等の輸入税の免除を爲し得るの道を拓かむが爲め第四十四帝國議會に關稅定率法中改正法律案を提出せられ幸に貴衆兩院を通過しその改正法律は既に公布を見今又之が施行に關する勅令、大藏省令及遞信省令の公布あり共に六月一日より施行さるゝこととなりたり。

思ふに右法令の施行に依り我が造船業者は今後造船材料の取得の點に付き餘程外國同業者の立場に近づくことを得べきも之に依り特別の保護を賦與せられたるものにあらず其健全なる發達を期圖するには營業者各自の努力に俟つべきもの蓋し鮮からざるべし而して造船業の發達は航海業と密接なる關係あ

ること勿論なるを以て航海業者は其永遠の地歩を維持する上に於て我國造船業の消長に對し決して風馬牛なる能はざる次第なれば兩者相助け相倚り右法令施行の趣旨を諒解し協力同心我が海運造船の堅實なる發達に努力せられんことを希望して止まず。

今是等法令の内容に付左に其大要を述べへし。

- (一) 免税を受くべき物品は鐵鋼船の建造又は修繕に使用する各種鐵鋼材及新規發明品又は本邦に於て製作困難なる特殊品たる或種の艤裝品、艤裝品部分品、機關及機關部分品なること
 - (二) 免税を受くべき手續は船舶の建造用物品に付ては建造の實行計畫成れる特定船舶毎に又修繕用物品に付ては一定期間内に不特定多數の船舶に對し各其使用すべき各種物品の見込數量に付豫め管海官廳の承認を受け其承認書を添附して税關に輸入申告を爲すこと
 - (三) 免税を受けたる物品の取扱に付ては其物品を税關の承認を受けたる場所に藏置し他の物品と混淆せしめざること且税關官吏の監督を受くること
 - (四) 免税を受けたる物品を使用して爲す工事の施行に付ては管海官廳の監督を受くること
 - (五) 船舶修繕の爲め免税を受けたる物品を使用して修繕を爲すに付ては其着手前之を管海官廳に届出づること
 - (六) 船舶の建造又は修繕竣りたるときは管海官廳の承認を受け其承認書を税關に提出すること
 - (七) 免税を受けたる物品に付一定の場合に於て輸入税の追徴を爲さるゝこと。
- 而して遞信省令たる船舶建造及修繕用物品承認規則は主として叙上管海官廳の承認を受くるの手續を定めたるものなり。

〔參 照〕

帝國議會の協賛を経たる關稅定率法中改正法律

大正十年四月二十一日公布

法律第七十八號 關稅定率法中左ノ通改正ス

第二條 從價税品ハ輸入ノ際ニ於ケル到着價格ニ依リ課税ス

第九條 輸入原料品ニシテ命令ヲ以テ指定シタル輸出品ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其輸入税ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ拂戻ヲ爲スコトヲ得

輸入原料品ニシテ亞鉛華、厚〇、二五ミリメートルヲ超エサル亞鉛薄板又ハ命令ヲ以テ指定シタル肥料ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其輸入税ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ拂戻ヲ爲スコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ爲ス場合ニ於テハ輸入ノ際税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得
詐欺其他不正ノ行爲ヲ以テ第一項又ハ第二項ノ拂戻ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ハ關稅法第七十五條ノ例ニヨリ處分ス

第十條 船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用スル鐵鋼材、艤裝品、艤裝品部分品、機關又ハ機關部分品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其輸入税ヲ免除スルコトヲ得
別表輸入税表中左ノ如ク改ム

第二十九號ノ二中「及木藍」ヲ「木藍及甜菜」ニ改ム

第一百號中「四、五〇」ヲ「一、二、〇〇」ニ改ム

第一百一號中「一、七〇」ヲ「五、〇〇」ニ改ム

第一百四號中「三、四五」ヲ「一、二、〇〇」ニ改ム

第一百六十三號中「〇、七〇」ヲ「一、五〇」ニ改ム

第一百六十五號ヲ左ノ如ク改ム

一六五 曹達灰及天然曹達 同 〇、三五

第一百六十七號中「四、六〇」ヲ「一、五、六〇」ニ改ム

第一百七十二號ノ次ニ左ノ如ク加フ

一七二ノ二 安息香酸曹達 同 三割五分

第二百一十一號中「鹽酸コカイン及」ヲ削ル

第二百一十一號ノ二ノ次ニ左ノ如ク加フ

二一ノ三 鹽酸コカイン 同 三割五分

第二百五十九號ノ次ニ左ノ如ク加フ

二五九ノ二 石炭タール、瀝青又ハ土瀝青ノ製品ニシテ道路修築用ノモノ 無 税

第四百十八號中「白金粉ヲ有スルモノヲ含ム」ヲ削ル

第四百六十二號第一項ヲ左ノ如ク改ム

一 塊及錠(シートバー及ティンバーヲ含ム)

甲 銑鐵 每百斤 〇、一〇

乙 スピーゲルアイゼン、フェロマンガニース其他ノ不可鍛性鐵合金

丙 其他 同 從價 一割二分

同號第二項中「每百斤」ヲ「同」ニ、「〇、六〇」ヲ「一割五分」ニ第三項中「〇、九〇」ヲ「一割五分」ニ改ム

同號第四項ヲ左ノ如ク改ム

四 板

甲 金屬ヲ鍍セサルモノ

甲ノ一 有紋ノモノ

甲ノ二 波形ノモノ

甲ノ三 其他

イ 厚〇、七ミリメートルヲ超エサルモノ

ロ 其他

乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ

乙ノ一 錫鍍シタルモノ

イ 尋常ノモノ

ロ 晶鍍、有紋其他ノモノ

乙ノ二 電鍍シタルモノ(波形ト否トヲ別タス)

乙ノ三 其他

同號第五項ヲ左ノ如ク改ム

五 線

甲 金屬ヲ鍍セサルモノ

乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ

乙ノ一 電鍍シタルモノ

乙ノ二 錫鍍シタルモノ

乙ノ三 其他

同號第六項中「每百斤」ヲ「同」ニ、「一、八五」ヲ「一割五分」ニ、第七項中「一、五〇」ヲ「一割五分」ニ改ム

同號第八項ヲ左ノ如ク改ム

八 帶(箍鐵)

同號第九項中「每百斤」ヲ「同」ニ、「四、一〇」ヲ「一割五分」ニ、從價ヲ「同」ニ

第十項中「每百斤」ヲ「同」ニ、「六、〇〇」ヲ「二割」ニ、第十一項中「二、二〇」ヲ

同 一割五分

同 一割五分

同 二割

同 二割

同 一割五分

「二割」ニ改ム
同號第十二項ヲ左ノ如ク改ム
十二 筒及管(別號ニ掲ケサルモノ)

甲 金屬ヲ鍍セサルモノ

甲ノ一 エルボー及ジヨイント

イ 不可鍛性ノモノ

ロ 其他

甲ノ二 其他

イ 鑄タルモノ

ロ 其他

乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ

第四百六十七號中「〇、七〇」ヲ「三、〇〇」ニ、「二、九五」ヲ「三、三〇」ニ改ム

第四百七十七號中「一、二五」ヲ「一、九〇」ニ、「二、五五」ヲ「三、二〇」ニ改ム

五「五、六〇」ニ、「二、〇〇」ヲ「二、八〇」ニ、「一、四〇」ヲ「二、二〇」ニ、「一、四
五」ヲ「二、一〇」ニ改ム

第四百七十九號中「一、三五」ヲ「一、四、四〇」ニ、「三、七〇」ヲ「四、七〇」ニ改
ム

第四百八十二號第一項中「每百斤」ヲ「同」ニ、「〇、八〇」ヲ「一割五分」ニ、第二
項中「一、八〇」ヲ「二割」ニ、第三項中「同」ヲ「每百斤」ニ、「二、五五」ヲ「三、五
〇」ニ、第四項中「同」ヲ「從價」ニ、「一、一〇」ヲ「一割五分」ニ、第五項中「從價」
ヲ「同」ニ改ム

第四百八十三號第一項中「每百斤」ヲ「同」ニ、「一、八五」ヲ「一割五分」ニ、第
二項甲中「同」ヲ「每百斤」ニ、「四、三五」ヲ「五、三〇」ニ改ム

第四百八十四號中「一、九〇」ヲ「二、八〇」ニ改ム

第四百八十五號中「一、九五」ヲ「二、九〇」ニ改ム

第四百八十八號中「同」ヲ「從價」ニ、「一、九五」ヲ「一割五分」ニ改ム

第四百八十九號第一項中「從價」ヲ「同」ニ、第二項中「ギアリングチェーン」
ノ下ニ(自轉車用ノモノヲ含ム)ヲ加ヘ「二、〇〇」ヲ「三、八〇」ニ改ム

第四百九十三號中「六、四〇」ヲ「七、六〇」ニ改ム

第四百九十四號中「一、二〇」ヲ「一、二、四〇」ニ改ム

第四百九十六號第一項中「每百斤」ヲ「從價」ニ、「二、五五」ヲ「二割」ニ、第二
項中「四、〇〇」ヲ「二割」ニ、第三項中「同」ヲ「每百斤」ニ、「一、二、六〇」ヲ「一

三、七〇」ニ、第四項中「一五、九〇」ヲ「一七、〇〇」ニ、第五項中「二、二、一〇」
ヲ「二、三、三〇」ニ第六項中「五、一五」ヲ「五、六〇」ニ第七項中「二七、九〇」ヲ
「三三、八〇」ニ、「一、三、〇〇」ヲ「一、八、九〇」ニ、「九、七〇」ヲ「一五、六〇」ニ、
「八、五〇」ヲ「一四、四〇」ニ、第八項中「一、二、五〇」ヲ「一四、一〇」ニ、第九項
中「二〇、一〇」ヲ「二、三〇」ニ、第十項中「四、一〇」ヲ「五、〇〇」ニ、「二、一
〇」ヲ「三、六〇」ニ改ム

第四百九十八號中「七、八〇」ヲ「八、二〇」ニ改ム

第四百九十九號中「四、六五」ヲ「五、〇〇」ニ改ム

第五百五號中「五〇、五〇」ヲ「五四、二〇」ニ改ム

第五百六號中「〇、一〇」ヲ「〇、一六」ニ改ム

第五百十六號中「八、八五」ヲ「九、七〇」ニ改ム

第五百二十四號中「一、二、七〇」ヲ「一、三、六〇」ニ、「二、〇〇」ヲ「一、三、〇〇」ニ
「七、五〇」ヲ「八、五〇」ニ、「五、〇〇」ヲ「六、〇〇」ニ改ム

第五百三十號中「一、二、六〇」ヲ「一、六、七〇」ニ改ム

第五百六十二號中「二、四〇」ヲ「三、三〇」ニ、「一、五〇」ヲ「二、四〇」ニ、「三、
〇〇」ヲ「五、〇〇」ニ改ム

第五百六十五號中「一、六、〇〇」ヲ「一、六、六〇」ニ改ム

第五百六十六號中「原動力機」ノ下ニ「及鏈」ヲ加ヘ、「鏈」ヲ削リ「一八、一〇」ヲ
「二一、〇〇」ニ、「三一、四〇」ヲ「三二、九〇」ニ、「九七、一〇」ヲ「九九、五〇」ニ
改ム

第五百六十九號中「三、七〇」ヲ「五、〇〇」ニ改ム

第五百七十號第二項ヲ左ノ如ク改ム

二 コルゲイテッドボイラーファーンステューブ 同 二、四五

同號第三項ヲ左ノ如ク改ム 同 四、一〇

三 フランジドボイラープレート 同 四、一〇

同號ニ左ノ如ク加フ

四 其他 從價 二割五分

第五百七十三號中「七、六〇」ヲ「九、〇〇」ニ、「九、二〇」ヲ「一〇、六〇」ニ改ム

第五百七十四號中「ボータブルスチームエンジン及スチームロードローラー」
ヲ「及ボータブルスチームエンジン」ニ、「五、二〇」ヲ「六、六〇」ニ改ム同號ノ
次ニ左ノ如ク加フ

五七四ノ二 スチームロードローラー 同 五、九〇

五九九

雜 錄

第五百八十三號中「四、二〇」ヲ「五、〇〇」ニ、「三、九〇」ヲ「四、七〇」ニ改ム
 第五百八十五號中「五、〇〇」ヲ「五、九〇」ニ改ム
 第五百九十八號中「二、四〇」ヲ「二、九〇」ニ改ム
 第六百五號中「二八、四〇」ヲ「三六、〇〇」ニ、「一、二、五〇」ヲ「一六、〇〇」ニ改ム

第六百十二號第一項丙中「每立方メートル」ヲ削リ「四、二〇」ヲ「無稅」ニ改ム
 第六百十九號ノ次ニ左ノ如ク加フ
 六一九ノ二 白金又ハ白金鹽類ヲ含ム媒觸劑 無 稅

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參 照〕

明治四十三年四月十五日公布法律第五十四號關稅定率法抄錄

第二條 從價稅品ハ輸入港ニ到着シタルトキノ價格ニ依リテ課稅ス

第九條 輸入原料品ヲ用キ命令ヲ以テ指定シタル物品ヲ製造シ之ヲ外國へ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得

輸入原料品ヲ用キ命令ヲ以テ指定シタル肥料ヲ製造シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得

詐偽又ハ不正ノ所爲ヲ以テ前二項ノ拂戻金ヲ得又ハ得ムトシタル者ハ關稅法第七十五條ノ例ニ依リ處分ス

第十條 輸入製品ニシテ内國ニ於テ製造スル船舶ニ備付ケ又ハ取付ケ輸入ノ日ヨリ二年以内ニ該船舶ト共ニ輸出スルモノハ輸入稅ヲ免ス但シ輸入ノ際稅金ニ相當スル擔保ヲ提供スルコトヲ要ス

(左記略ス)

帝國議會の協賛を経たる製鐵業獎勵法中改正法律

大正十年四月二十一日公布

法律第七十九號

製鐵業獎勵法中左ノ通改正ス

第四條中「低燐銑鐵製造事業」ノ下ニ「及電氣製鐵事業」ヲ加フ

第七條ノ二 帝國內ニ於テ製造シタル鋼材カ船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用セラレタルトキハ政府ハ其鋼材ノ製造者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ獎勵金ヲ

交付スルコトヲ得

第七條ノ三 詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其金額ヲ償還セシム
 前項ノ規定ニ依ル償還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際電氣製鐵事業ヲ營ム者ニ付テハ第九條乃至第十一條ノ規定ヲ準用ス

〔參 照〕

大正六年七月二十五日公布法律第二十七號製鐵業獎勵法抄錄

第二條 一ノ場所ニ於テ一年五千二百五十佛噸以上ノ製銑能力又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其翌年ヨリ十年間其場所ニ於ケル事業ニ付營業稅及業務ヨリ生スル所得ニ對スル所得稅ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ營業稅及所得稅ノ免除ヲ受クヘキ製鐵事業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 一ノ場所ニ於テ一年五千二百五十佛噸以上ノ製銑能力又ハ製鋼能力ヲ增加スル設備ヲ爲シタルトキハ能力增加ノ年及其翌年ヨリ十年間其増加シタル能力ニ付前條ノ規定ヲ準用ス

第四條 前二條ノ規定ニ於テ五千二百五十佛噸トアルハ低燐銑鐵製造事業ニ付テハ二千五百佛噸トス

前項低燐銑鐵ノ標準成分ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 本法施行ノ際現ニ製鐵事業ヲ營ム者本法施行後三年内ニ一ノ場所ニ於テ第二條ノ能力ヲ有スル設備ヲ爲スニ至リタル場合ニ於テ開業ノ年ノ翌年ヨリ十年ヲ經過セサルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ殘期間第二條ノ規定ヲ準用ス

第十條 本法施行前ヨリ一ノ場所ニ於テ第二條ノ能力ヲ有スル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者其開業ノ年ノ翌年又ハ第三條ノ能力ヲ增加スル設備ヲ爲シタル年ノ翌年ヨリ本法施行ノ日迄二十年ヲ經過セサルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ殘期間第二條又ハ第三條ノ規定ヲ準用ス

第十一條 第四條及第五條ノ規定ハ前二條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス
關稅定率法第九條に依る命令の件

大正十年五月二十八日公布

勅令第二百三十八號

第一條 關稅定率法第九條第一項ノ規定ニ依リ製造品並輸入原料品及之ニ對スル輸入稅ノ免除又ハ拂戻ノ率ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一種

製造品

輸入原料品

拂戻率

硝子鏡

無色平面ノ硝子板(厚四ミリメートルヲ超エサルモノヲ除ク)

千平方センチメートルノ製造品中ノ構成量 五十六圓三十錢

ルヲ超エサルモノノ製造品中ノ構成量 百四十二圓

掛時計又ハ置時計

鋼リボン 製造品中ノ構成量 納付シタル從價稅ノ全部

時計用樂器 每一箇 納付シタル從價稅ノ全部

飲食物罐詰

葉鐵 製造品中ノ構成量 七十錢

木箱用金具

葉鐵 製造品中ノ構成量 七十錢

葉鐵製ノ罐箱又ハ甌具

葉鐵 製造品中ノ構成量 七十錢

罐入礦油又ハ罐入酒精

葉鐵 五カロン罐每二箇 二錢五厘

平紐、丸紐又ハ總類

金屬入織絲 製造品中ノ構成量 納付シタル從價稅ノ全部

人造絹絲製品

人造絹 製造品中ノ構成量 八十七圓九十錢

衣服

毛織物及毛綿交織物(天鵝絨、ブラッシェ、其他ノパイル織物ヲ除ク)

洋傘

關稅定率法別表第二百九十八號ノ八ノ丙及九ノ丙ニ屬スル染色又ハ捺染シタル綿織物又ハ百平方メートルニ付ニ於ケル經緯ノ絲數

二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五

二十七ヲ超エ三十

五ヲ超エサルモノノ製造品中ノ構成量 十八圓三十錢

三十五ヲ超エ四十

三ヲ超エサルモノノ製造品中ノ構成量 二十二圓

四十三ヲ超エタル

製造品中ノ構成量 二十五圓八十錢

金屬ヲ鍍セサル鋼線 製造品中ノ構成量 納付シタル從價稅ノ全部

硝子器每百斤 八錢四厘

曹達灰 硝子板每百平方メートル 四十五錢

琺瑯鐵器 製造品中ノ構成量 納付シタル從價稅ノ全部

硝子器每百斤 一錢

琺瑯鐵器每百斤 十八錢

大罇(三合以上入ノモノ)每百打 七十九錢

小罇(三合未満入ノモノ)每百打 五十一錢

二 前條第三項ノ場合ヲ除クノ外第一條ノ製造品ヲ輸出以外ノ目的ニ供シタルトキ

三 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

四 第一條ノ第二種原料品輸入ノ日ヨリ左ノ期間内ニ製造品ヲ輸出セサルトキ

第一號及第二號ノ製造品ニ付テハ一年

第三號乃至第八號ノ製造品ニ付テハ二年

五 第二條ノ原料品輸入ノ日ヨリ一年内ニ製造ヲ終ヘサルトキ

第五條 當該官吏ハ隨時製造場又ハ藏置場ニ就キ原料品、製造品、副産物、製造用器具機械又ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第六條 當該官吏ハ原料品、製造品、副産物、藏置場又ハ製造用器具機械ニ封印ヲ施シ其他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

附則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年勅令第二百六十五號及同年勅令第二百六十六號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前輸入シタル原料品ヲ用キテ明治三十九年勅令第二百六十五號第一條ノ製造品ヲ製造シ大正十一年五月三十一日迄ニ輸出シタル者ニハ仍同令ニ依リ輸入税ノ拂戻ヲ爲ス

本令施行前輸入シタル原料品ヲ用キテ肥料ヲ製造シタル者ニ對シテハ仍舊令ニ依リ輸入税ノ拂戻ヲ爲ス

〔參照〕
明治三十九年九月二十九日公布勅令第二百六十五號ハ關稅定率法第九條第一項ニ依ル製造品ノ原料輸入税拂戻ニ關スル件及同年同日公布勅令第二百六十六號ハ關稅定率法第九條第二項ニ依ル肥料ノ原料輸入税拂戻ニ關スル件ナリ

關稅定率法第十條ニ依ル命令ノ件大正十年五月廿八日公布

勅令第二百三十九號

第一條 關稅定率法第十條ノ規定ニ依リ輸入税ヲ免除スル物品ハ左ノ各號ニ

掲クルモノニシテ鐵鋼船ノ建造又ハ修繕ニ使用スルモノニ限ル

一 鐵鋼材(船體用、機關用又ハ機裝品用ノモノ)

鋼塊及鋼片(鍛造用ノモノ)

條及竿(テーパー形、アングル形等ノ形狀ヲ有スルモノ及タービンプレートインゲヲ含ム)

板

筒及管(鑄タルモノヲ除ク)

二 機裝品

操舵用テレモーター及テレモーター付操舵裝置

水壓式支水隔壁戸其裝置

ウエリン式ボートダビット及其裝置

クレートン式消火消毒裝置

クロノメーター

廚房裝置

洗濯裝置

三 機關部分品

タービン用ノフオージドインゴット、フオージドディスク、フオージ

ドリリング、ホローブルーム、ロートルドラム及エキスパンションリン

グ

コルゲテッドボイラーフアーネスチューブ

ハウデン式フアーネスフロント

マツクネール式ノマンホールドア及マンホールドアサツドルプレー

ト

四 新規發明品又ハ本邦ニ於テ製作困難ナル特殊ノ物品ニシテ遞信大臣ノ

認許ヲ得タル機裝品、機裝品部分品、機關又ハ機關部分品

第二條 前條ニ掲クル物品ヲ使用シテ鐵鋼船ノ建造又ハ修繕ヲ爲ス者ハ大藏

大臣ノ定ムル事項ニ付豫メ管海官廳ノ承認ヲ受ケ其承認書ヲ輸入税ノ免除

ヲ受ケムトスル物品ノ輸入手數ヲ爲ス税關ニ提出スヘシ承認ヲ受ケタル事

項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第三條 前條ニ規定スル者其工場又ハ藏置場ニ稅關官吏ノ常時派出ヲ受クル

場合ニ於テハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ手數料ヲ納付スヘシ

第四條 第二條ニ規定スル者ハ船舶ノ建造又ハ修繕ノ工事施行ニ付テハ管海

官廳、輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ノ取扱ニ付テハ稅關長ノ監督ヲ受クヘ

シ

第五條 船舶ノ建造又ハ修繕竣リタルトキハ第二條ニ規定スル者ハ其管海

官廳ニ申告シテ承認ヲ受ケ承認書ヲ提出スヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ物品ノ輸入免許ヲ取消シ又ハ輸入申告者ヨリ輸入税ヲ追徴ス但シ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ税關長ノ認許ヲ受ケタル場合ニ於テハ此限ニ在ラス

一 承認ヲ受ケタル物品ヲ當該船舶ノ建造ニ使用セサルトキ
二 承認ヲ受ケタル竣工期間限迄ニ船舶ノ建造竣ラサルトキ
三 承認ヲ受ケタル期間内ニ修繕ニ使用スヘキ物品ヲ使用セサルトキ
第七條 管海官廳又ハ税關長ハ第二條ニ規定スル者ニ對シ船舶ノ建造又ハ修繕ニ關シ調査又ハ監督ニ必要ナル書類ヲ提出ヲ命スルコトヲ得

當該官吏ハ隨時工場若ハ藏置場ニ就キ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ検査シ又ハ之ニ關スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第八條 海軍工作廳ニ於テ建造又ハ修繕スル海軍艦船ニ付テハ第一條ノ規定ヲ除ク外本令ヲ適用セス

海軍工作廳ニ非サル場所ニ於テ建造又ハ修繕スル海軍艦船ニ付テハ本令中管海官廳ノ職務ハ海軍官憲之ヲ行フ但シ其建造又ハ修繕ニ使用スル官給品ニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第九條 本令中大藏大臣及逓信大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督之ヲ行フ

附則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

●農商務省製鐵課新設 製鐵界は依然不振を續け

曩に議會を通過して公布實施せられたる製鐵保護法案及び從價一割五分の保護關稅の設定のみにては到底製鐵保護の目的を達成し得ざるのみか遂には廉價なる外國輸入品に壓倒せられて我國の斯業は亦起つ能はざる運命に遭遇するに至るの懸念ありとなし政府部内に於ては之が保護發展の根本策を樹立すべしとの論漸次旺となり就中關稅増率に就て賛否の意見鬪はされ居り、即ち増率論者は

今日の如く國際關係緊張せる折柄軍需品として最も重要な鐵鋼材に對し徹底的に自給自立の計を樹てざるは國防上深憂に堪へざるを以て此際更に何等かの具體的保護救濟策を講ずる必要あり、其方法として或は更に保護關稅を増率徵收するも可なる可く列國との間に協定せる稅率を設定しある鐵類に對しては此際該協定關稅の修正案を提出し之が修正を求め若し對手國にして右提案に應ぜざるに於ては協定破れたるものとして我國の國情に適する様に保護關稅を設定する方法もあるべし」と

又、反對論者は

今日は稍々國際關係緊張せるが如き觀あれども我國始め列國競ふて平和の爲に努力しつゝある有様にして近き將來に於て何國かとの間に干戈を交ゆるが如き不祥事ある可しとは信ずる能はず、然るに戰爭を假定して今苛重なる保護關稅を設定するは反つて當に國際關係を險惡に導く所以のみならず又他面鐵材を消費する諸工業の立場をも顧慮せざる可からず加ふるに我國所産の製鐵は其品質價格共に到底外國優良品の敵にあらざるを以て我國としては寧ろ之が輸入を海外に仰ぐ方經濟的なる可く旁々期間満了前に於て我國より進んで國際間の協定關稅率の修正を望むが如き事は穩當ならず縱令製鐵關稅率の修正案にして成立すとしても對手國より報復的に生絲其他の我國產品に對して輸入稅率増徵案を設定するに至らば結局彼此相殺するの結果となる無きやを保せず且つ關稅定率法を改正して幾何をも經ざるに再び改正をなすが如きは妥當ならざるを以て更に慎重調査研究する事とし暫らく形勢を觀望するに若かず。

と唱へ議論容易に一致せざる模様なり然も理想としては鐵鋼材の自給自足を計るに若かざるを以て農商務省に於ては鑛山局に製鐵課を新設し鑛政課、地質調査所等と策應し製鐵問題に就き調査の歩を進む可く其第一步として先般公布せられたる製鐵保護法の實施準備として該保護法に依り保護せらるゝに至る可き當業者の調査をなし更に製鐵課の陣容整ふを俟ち徹底的に内地、北海道、朝鮮、樺太、臺灣

等に於ける鐵鑛山の鑛區、面積、鑛石の鐵分含有量、鑛石の性質、鑛脈の狀況、鑛石埋藏量其他の調査をなし其結果に俟ち之を海外の狀況に照合して製鐵業に對する具體的對策を樹立せんとする意嚮を有するが如し。

●朝鮮鑛業振興策計畫 戰後朝鮮鑛業界の不振は

其極に達し之が救濟並に振作の爲め組織されし鑛業會臨時鑛業調査委員會は先づ其沈衰不振の特殊原因として左記五大事項に歸結するとを發見せるが之に對する善後方法としては逐次攻究の結果去る二十九日開會の委員會總會後發表し一般朝野の參考に資し其振興策を圖るべしといふ。

一、新領土の開發は鑛業を以て其先驅となすは白人にのみ把握せしむべき開拓策に非ず朝鮮に於いても戰前平安、咸鏡の奥地に鑛山開け電燈鑿壑に閃影し、煙突嶽麓に聳立して汽笛深谷に響動し僻陬の鮮人居ながらにして文明に接するを得たり、而も鑛山は單に斯の如き有形的施設に依りて附近在住者を啓發したるに止まらず各般の點に涉り之を指導し之を啓發したるの功績や永く没すべからず實に新領土奥地の開發は鑛業を措きて他に之を求むべからざるは白人の揚言を俟つまでも無く朝鮮に於て顯著なる實例を示せり、然るに朝鮮鑛業は朝鮮開發上各種産業中察るゝ忽諸に付せられたる觀なしとせず。

二、朝鮮の鑛業は開發日猶淺く未だ幼稚の域を脱する事能はず且つ内地に比し鑛業經營上の便益頗る乏し、故に之れ

が發達を期せむには鑛業家の負擔並に義務は、即ち内地以下に、而して其保譯獎勵は内地以上たらざるべからざるは自明の理なりとす、然るに朝鮮の鑛業家は寧ろ内地以上の負擔と義務とに堪へざるべからず、而して其保護獎勵は遙に内地より薄さを現在の事實とす。

三、朝鮮の鑛業は猶開發の初期にあり、鑛山の開發には先づ試掘を要するものなるを以て、朝鮮の鑛業は即ち試掘時代に在るものなり、故に鑛業家の負擔並義務はなくとも内地、試掘者の其と等しからざるべからず、然るに朝鮮鑛業家は内地採掘業者の其と等しき負擔を課せられつゝあり。

四、朝鮮鑛業の如き開發の初期に在るものは一般に資本と技術とを缺如す、鑛業は此二者の具備に依つて初めて堅實なる發達を遂げ得べし此二要素の不備は朝鮮鑛業界の一大弊短なり。

五、單に鑛業のみならず一般産業の生命は其動力の廉否に掌握せらる、之れ今や動力統一問題が世界各國の技術家に依り高唱せらるゝ主なる理由なりとす、朝鮮の動力は内地に比し甚だしく不廉にして、産業の發達を抑止することあり、加之朝鮮に於ては動力は主として火力に據らざるべからざるに拘らず、朝鮮の石炭問題に關し未だ確定的政策の樹立せるを聞かざるを遺憾とす、之れは一は朝鮮埋藏石炭量並に其炭質が徹底的に調査研究せられたるもの無きに職由すべし。

● 銑鐵製造用の松炭

三村鐘三郎氏談

純良なる鐵鑛より木炭を還元燃料として製したる純銑鐵は兵器原料として最も主要なる者にして木炭の供給不充分なるが爲止むを得ず代用する骸炭製品の及ばざる事は世人の熟知する處である、然して純良なる鑛石を有し木炭の供給豊富なる瑞典は純銑鐵の世界の生産者として列強何れも之に仰いで居る、本邦産木炭は瑞典産木炭に著しく劣り製鐵家をして良炭無きが故に純良銑鐵を製し難しと嘆聲を發せしむるに至つた、然れども本邦には純銑鐵製造に適する木炭が無いのでなく純銑鐵製造に好適する木炭は普通の用途は普通の燃料を主とする故に熱量の大と其用途に應ずる引火點及保火時間並に運搬上破損を防ぐ爲めに必要な硬度に對する希望以外含有燐量の多寡の如きは毫も顧慮せられない、然して含有燐量が多くても前掲の目的に適合するものは實に潤葉樹は製炭備林として經營する林利の用材林となすに優るものが多く、尙ほ又深山幽谷運搬不便の地にある老大な潤葉樹林の利用法は製炭材料となす事の確實有利な場合が甚だ多いから三億萬貫に近い木炭の殆ど凡ては潤葉樹から製せらるゝを常として居る、之に反し針樹葉の木炭は含有燐量少なりと雖も其質輕軟にして破壊し易く其熱量も輔の如き送風装置を用ゐて絶えず酸化作用を助けなければ大ならしむる事が出來ぬ保火時間亦少なる等普通燃料

として遙かに潤葉樹炭に及ばぬ、且つ萌芽性が乏しいので製炭備林と爲す事なく僅に間伐材乃至は木屑廢材として利用せらるゝに過ぎぬから本邦には含有燐分の少い木炭は容易に供給し難く感ぜらるゝが實に邦人の使用する潤葉樹炭は從來需給の關係上多くは調節されて居て純銑鐵製造用炭は偶然にも此範圍外に求むべき趨勢を有するから方法宜しきを得れば之が集收は寧ろ容易である、潤葉樹の含有燐量は概して針葉樹に優る樹皮の含有燐量は材部に邊材の含有燐量は心材に概して優ると雖も産地、伐採季節扱法等に因つて多少の差異がある。而して純銑鐵製造用木炭の性質上最も重きを置かるゝ點は其含有燐量を十萬分の二十五以下とし鐵鑛及び石灰に含有せざる場合は木炭の含有燐量十萬分の二十は忍ぶべしとなすも鐵鑛及び石灰の含有量皆無なる事は望み難いから隨つて木炭の含有燐量は十萬分の二十以下なる事は最も希望される、本邦の製炭法に全く異つた二法がある一は竈内消火法で他は竈外消火法である。竈外消火法は炭材の樹皮を焼失せるもので竈内消火法は樹皮を存して炭化させるを誇りとする、針葉樹の木炭即ち鍛冶屋炭は主として後者に因るから大分及び山陽産の松炭は偶然にも樹皮を混ぜぬ材料を用ゐて含有燐量少く東京及び伊豫の松炭は樹皮を混じたものを分析した爲めに含有燐量多く即ち我松炭の含有燐量は純銑鐵製造に適するもので即ち次の結論に達し得る事を信ずる。『日本には瑞典に劣らぬ純

銑鐵製造木炭を有し方法宜しきを得れば經濟上有利に之を
集收し得るを以て其需要額一千萬貫内外なる時は純銑鐵製
造業の企劃に對し良炭の供給を憂慮するの要が無からう。』
尙ほ松木炭の事に就ては廣島縣大竹町の山陽製鐵所へ承合
すれば詳細を知ることが出来るさうである。

●川口町の鐵工業

鐵瓶の産地は南部としまつて

様に世間の人は信じてるが、それ程有名な南部鐵瓶と銘打
つて堂々と東京邊りの金物屋の店頭に飾られてある大部分
は遂近くの埼玉縣の川口町で鑄造されるものであるといふ
事を聞いたなら聊か世間の人は驚かされるであらう。然し
夫れは事實である、而も明和年間に於て同地に鑄造業が創
められたといふ事であるから相當古い歴史を持つてるので
ある。其後幾變遷して現在では川口鑄物同業組合を組織し
て二百八十七の會員と三千人の職工を抱擁する埼玉縣屈指
の工業地である、明和の當初は専ら鐵瓶、鍋、釜等の如き家
庭用品の製造に限られたものであつたが、只今では發動機
類から水道鐵管の如き大物まで同地で製造される様になつ
た。同組合では特に産物の陳列館を驛前に設け大小の物産
を羅列して世間への紹介に努めてるが一方益々斯業を盛な
らしむる爲めに昨年一月獎學會なるものを創設して同町子
弟の教養に努めて居るが同町は荒川の沿岸にあつて汽車、
汽船の便あるのみならず目下建設中の農商務省の燃料研究
所が竣工して安價なる燃料を供給される事ともならば兩々

相俟つて益々同地の發達を助くる事となるであらう。

尙ほ歐洲大戰以來工業地に於ける勞働爭議は殆んど付物
であるかの様に思はれてるにも拘らず、川口町に於ては未
だ曾て一回も起つた事がないといふ、是は勞働者の自覺が
足りないといへばいふやうなものであるがまた一面現在の
各工業主の大部分は以前は矢張職工として働いたものであ
つて工業主となつた、今日尙ほ職工と共に黒くなつて働い
てるなどもその理由であらう。

●關稅改正實施と鐵材市況

曩に公布されし關稅

定率法改正法律は愈々六月一日より實施さるゝこととなつ
た、即ち鐵は本邦製鐵業保護の目的の下に従量稅たりしも
のを從價稅となし銑鐵並に協定稅率に依る以外の鐵材は大
體從價一割五分の稅率に引上げられたのであるが之れが實
施後に於ける鐵價の影響如何を見るに春初以來尤大なる滯
貨は徐々消化され輸入の減退と相俟つて品物に依りては却
つて品薄を感知さるゝに至り、三月に入り價格は幾分引返
しを見、引續き關稅改正案の議會を通過するに及び鐵價は
尙一段の昂騰を期待されしも何分高値には投物續出して伸
力を殺ぐ一方には改正法に對する不徹底の解釋及び實施期
の不明等の事情より鐵商等をして不安ならしめ、四月中保
稅倉庫より約一萬五千噸の倉出しを見るに至り是等の原因
が愈々市價を低落に導き尙ほ他の原因として需要不振と銑
鐵價(即ち原料)の安値に落込み居る等より三月高値當時よ

り昨今は一割二三分乃至一割半低落して居るが愈々改正率實施さるゝ曉には勿論相當の引返しを見るべく所期されて居る大藏當局の談に依れば、六月一日以前の輸入に對しては現行の從量税に依るものなれば改正法たる從價税より税率の低きことは勿論にて而して申告時を以て輸入と見做すものなれば假令保税倉庫より倉出せしものも入港後直ちに申告するものと何の選ぶ所ないのであるから税關に税關鑑定官の鑑定を俟つて時價に依り課税し六月一日以後のものに對しては入港のもの及び保税倉庫より出したるものに對しても同じく改正税率を適用する税課標準は時價に據るものなれば商人が同一品に對し或は高く或は安く輸入せるものありとも其等には頓着なしに同一品は同一税率を課せらるゝのであつて一部商人の解釋する如くインボイスに依るのではない。と

右の如くなれば實施後に於ては先約品の價格は必ず現行率と改正率との差額丈けは高かるべく勿論品に依り昂騰率の高く或は低きものありて一律に昂騰せぬとしても何れにせよ鐵界に取りては好福音である、即ち目下の十貫目相場は左の如し。丸棒四圓五十錢、角鐵五圓五十錢、平鐵同上、釘十六圓等なれば六月一日以後は事實に於て五分、品に依りては一割は昂騰するであらう、日下京濱間の保税倉庫中に在るもの約四萬噸と稱せられて居る此等の大部分は大急ぎにて本月中に輸入申告の手續をするならんが此倉出しに

依り一時多少市場を壓迫することなしとも限らぬが全體より見て漸減なしつゝある滞貨であり且價格の關係上特種時物以外は輸入されない現状なれば鐵價は或る程度の引返しを見るべきは明かである。

●桃沖鐵礦供給

東洋製鐵會社の製鐵事業は八幡製鐵に於て代理經營に任ずる事となりて株主總會の承認を経たる上現に製鐵所の經營に移され居るが東洋製鐵會社への原礦供給者たる中日實業會社の支那桃沖鐵山の採礦も東洋製鐵の代理經營の決定に次で八幡製鐵所へ原礦供給契約の成立を見たり、當年度の供給額は二十萬噸にして明年度よりは三十萬噸を八幡製鐵所に供給すべき筈也といふ。

●製鐵所賣約高

八幡製鐵所は鐵界不況と政府の製鐵業保護政策が民間のみに限られ獎勵金交付が沙汰止になつた爲め製品賣捌額の決定を見ざれば事業遂行上に大支障を來すので過般柳澤販賣部長を東上せしめ各官廳必需鋼材の一手引受に就き交渉せしめた結果、鐵道省は噸當り百五十三圓で約六萬噸、陸軍省は噸二百七十圓で約一萬噸、其他の官廳は噸百四十四圓で二萬五千噸を購入する契約を締結したが、海軍側は經費節減の方針を取つた結果として必需鋼材も極力安價に買込まんとして遂に不調となつて居たが製鐵所では海軍側十二萬噸の賣捌價格が決定しない以上は歲出豫算が編成されず數回に亘つて幹部會議を開き如何なる程度まで讓歩するかに就きて協議の結果大體の成案を

得たものゝ如し。

●普通の岩より製鐵 普通の岩石を商品價ある鐵鑛

に變化せしめたとすれば、製鐵業の上に如何なる影響を與へるか。かういふ題を掲げて、一米誌は近頃同品にて鐵分を含有する事極めて少なき岩石を一種の鐵鑛として利用せんとしてゐる事を述べてゐる、かゝる仕事は含鐵量多き鑛石を産出する所にしては行ひ得ないのであるが、ミネソダ州バピツツにて近頃之れを實驗してゐるさうである。鑛石は採掘するのではなくて、岩石であるから切り出すのである、即ち含鐵量少き岩石に孔をあけて、それに火薬をつめて破壊せしむる、斯くて其れを漸次小さく打ち碎き、最後に水を用ひて、樋其他の裝置によりシリカ其他の含有物を洗ひ去るのである、其際電磁器により含鐵鑛の流れ去る事を防ぐ、斯くてブラスト爐により、それを製鐵するのである。現在の設備では一日に鑛石三千噸しか取扱ふ事が出来ぬさうであるが、現に建築中の物が出来ると、それが一日四千噸を扱ひ得、更に今後一日十萬噸まで取扱ひ得るやうにする計畫であると傳へられる、兎も角も製鐵事業界に現はれた一新現象と見る事が出来ると言はれてゐる。

●米國勞働賃銀低下 勞働局發表本年四月末現在勞働從業人員及收入並に一人當り賃銀を前年同期に比すれば

一體に低落し從業人員亦大に減少せり、以て財界事業整理の一端を知るに足るべし前年同期と比較すれば左の如し。

總人員

賃銀總額

一人當賃銀

	四月末 現在	前年同 期現在	四月末 現在	前年同 期現在	四月末 現在	前年同 期現在
製鐵、半月	一四三、三六	一八八、九六	九、二七四、六五九	一五、八九二、二四四	六四、七五	七三、五三
自動車、一週	九三、三三	一五七、一六〇	一、二八八、二六二	五、〇六三、四〇〇	一四、〇七	三三、三三
同車體製造 修繕、半月	二六、〇〇九	四四、五七	二、五六〇、八八八	二、七九八、八七四	六七、六	五九、六
綿織物、一週	五三、九三	五九、七五	九二、三九八	一、〇九一、四四四	一七、〇九	二四、六
同加工同	一〇七、四八	一一、一八七	三三、一八一	二六、八八四	二二、九	三三、四三
莫大小襪衣同	一七〇、〇〇	三、六四	二七、三三三	五七、〇六九	一六、九	一八、五四
毛織物、同	三三、一八九	五、一五〇	六九三、一九九	一、二七九、〇七	二〇、八九	二五、〇一
絹織物、二週	一四八、七	一八、七五	六七五、五八八	九〇八、三九二	四四、五	四八、四一
男子服、一週	三三、八三	三三、〇五六	六四、三三七	一、〇七九、九〇	二九、五	四四、〇六
皮革 同	一一、三〇	一七、五六	二四、〇八一	四四、八七	三、七	三五、六三
靴 同	四三、三六	七、五三	一、三四、九一四	一、六六、〇五九	二四、三	三三、一一
製紙 同	二七、四〇八	三〇、四四二	六六、七三六	七七、六五	二四、〇	三五、五一
煙草 同	一五七、五五	一七、〇四	二九七、七三	三、四〇、七〇	一八、九	二〇、〇一
炭坑、半月	二二、四三〇	三三、九六	一、五八、一七六	一、五三、九六	六四、〇	六四、六

尙米國スチール、コーポレーションは使用人の給料を二割方引下げ五月十六日より實施したるに勞働者は何等の不平等なく之に従つて就業することゝなりたる趣なるが、今其新舊賃銀率を見るに左の如し。

八時間勞働者	一日	三弗六十八仙より二弗九十六仙
十時間勞働者	同	五弗六仙より四弗七仙
十二時間勞働者	同	六弗四十四仙より五弗十八仙

に下りたる譯なり、又市俄古鐵道勞働局は今回愈々鐵道從業者の賃銀を引下げ來る七月一日より實施すべしと云ふ、而して未だ其値下率を發表せざれども大體一割二分位なる

べしと觀測されつゝあるが若し果して然らば勞働者側には殆んど不平なからんと。

●白國鐵取引不能 倫敦發市内某所着電に依れば白耳義に於ける鋼鐵市場は價格の比較的低廉なるより一兩月以来海外の買注文幅湊の姿なりしも最近在荷著しく減少せるに搗て、製鐵職工の同盟罷業の爲め取引不能に陥れりと。

●米國產鐵額減少 歐洲大戰亂の影響を受けた結果として諸產業界は世界的に沈衰して到る處所謂不景氣風の吹き荒む所と爲り、従つて鑛業の如きも甚大なる打撃を蒙つて仕舞つたが、最近の米國雜誌に依ると昨年中に於ける銑鐵の產出額が豫定數量よりも減少して居る、米國と云へば即ち世界一の鐵產國であるから同國の產出額は世界人の等しく注視の的となつて居る、其注目の的となつて居る米國の銑鐵產出額が豫定された數字よりも減少したに就ては相當の理由が伏在して居る、之は同國鐵鋼協會最近の調査に係るものである、米國が大正八年に九年中の產出額豫定を作つたものに據ると、爐の修理又は休止を見積つて大正九年中に四千五百萬噸の銑鐵が產出せられるものと見込を樹てたのであるが、實際は三千六百九十二萬五千九百八十七噸の產出を示した、併し乍ら之を一昨年の產出額に比較すると一割九分の増加となつて居るが、大正五年の記録に比較すると六分五厘の減產である。斯の如く減產を呈した

のは如何なる理由であるかと云ふと、同年中は恰も勞働問題が最も盛んに沸騰した年であつて、今猶勞働問題研究家に好材料を與へて居る所の石炭坑夫の同盟罷業、鐵道從業員の總同盟罷工が甚大なる影響を與へたのであつて必然の結果としてコークスの不足を告げた爲め鐵製煉上非常なる支障を蒙つたのである、されば前年に比較すると八割三分しか出なかつたと云ふ。而して右產出額を内譯して見ると木炭銑三十二萬三千三百九十六噸、骸炭銑三千六百六十萬二千五百九十一噸となつて居る、之を要するに豫定額より不足したと云ふ眞因はコークスの不足及び炭坑夫、鐵道從業員の同盟罷工にあるのである、換言すれば米國の製鐵界は勞働運動の問題の爲め間接に甚大なる打撃を蒙つたことになるのである。新時代の思潮かは知らぬが怖るべき結果である。

●世界の鐵鑛包藏量

總說 米國地質學者クラーク氏の意見に據れば、地球の地殼は四分四厘迄鐵鑛を包含すといふ。然れども吾人の使用する鐵鑛は小部分に過ぎず、而も其鐵鑛たるや鐵分を含む割合少く、又其鐵鑛中にも鐵分以外の種々なる含有物ありて、是等は或場合には鈍鐵を得るに有害物たるも時に或は有益なることあるを以て、其含有物の如何に據りて直に之が鐵鑛の善惡を判斷すること困難なり、例令ば含磷赤鐵鑛より鋼鐵を製造する場合に、酸性法に在りては磷は不必要なれども之に反し鹽基法を用ふるとき磷は必要なるが如し。又チタニウム多き場合は、高率の鐵分を含有する鐵鑛といへども其價値を損ず、之れ大量なるチタン酸の存在するを以て鎔解の爲に燃料の消費を大ならしむるを以てなり。而して少量の滿俺は硫黃を排斥するが故に利益あり。又多量

の硅石が不都合なるは、之れ酸成分を中和すべき石灰石を要するの結果、各鑄爐の産出量を減少し従て銑鐵の生産費を増加するが故なり。然れども含石灰鐵鑛は其石灰の量適當なるとき、夫れ自身融鑄鐵に適し又石灰分多量の場合には適當の硅石鑛と混合せしめ製鐵し得べし。鑛物の品質如何は重要な事項なり、破碎性なるときは運送中崩壊して鑄解工場に粉碎状態と成りて到著するか、然らざるも一度熱せらるや、剝落して窯を塞ぎて瓦斯の流通を妨げ結局損耗多かるべし。一方に於て或種の磁鐵鑛の如き緻密なる鑛物は不鑄解物なるを以て、自然製鐵業は之を歓迎せざるなり。今左に各國の包藏鐵鑛に就き逐次叙述すべし。

英國鐵鑛 一九一八年英國の産出鐵鑛千五百萬噸中その八割はジラ期鐵鑛 (Jurassic ironstones) 一割は西海岸の低燐鐵鑛、八分は夾炭鐵鑛、二分は雜鐵なり。而して一九一七年英國地質測量部の測定する所に基づき、第一ジラ期鐵鑛に就きて之を觀るに、採掘中の鑛脈包藏量中より一九一七—一九一八年中に採取せられたる分を控除して之を表示すれば次の如し。

	地上採掘	地下採掘	合計
クリューランド本層(N. Yorkshire)		一七七,000	一七七,000
ラネオッシュ、(Lancashire, Ofordshire)		一七七,000	一七七,000
マリスタ (Leicestershire and Lincolnshire)	九四,000		九四,000
ワイルケシャー (Wiltshire)			
フロアデンガム層(N. Yorkshire)	一五四,000	三三六,000	四九〇,000
ノースハンプトン (Northamptonshire)			
ハントンサム (Huntingdonshire)			
バートン層 (Bathonsshire & Lincolnshire)	一三四,000	五三九,000	一,八八三,000
合計	一五九二,000	一,〇九二,000	二,六八四,000

備考 尙ほ此外にウェストベリイ鐵鑛石二千六百萬噸及ラーセー鐵鑛四千萬噸有餘あれども、兩者共に鐵鑛材としては現在採掘せられざるなり。

要するに是等の數字を累計するときは、二十六億八千萬噸以上のジラ期鐵鑛存在する譯合なれども實際賣買上の鐵鑛として是等の數字が正確なるものとは認められざるなり。英蘭及ウエールス炭化層内の粘土鐵鑛及炭化鐵鑛の包藏は十億五千七百萬噸と概算せられ蘇格蘭炭は九千三百万噸にして即ち全體に於ては十一億五千萬噸となるなり。而して炭化鐵鑛の豊富にして濃密なる地層は既に採掘し盡され、現在は主としてノース、スタフォードシャー及蘇格蘭より産出せらるゝ、一九一八年夾炭層鐵鑛全産出高百十二萬噸中百五

萬二千噸は是等の地方より來れり。又赤赭土は二、三地方を除きては組織的に採掘せられず。粘土鐵鑛は多くの炭坑に於て單に道路を磨くのみ用ひらる。夾炭鐵鑛の産出高は過去七十年間毎年平均六百萬を越へたりしが、漸次減少し、今や僅に百萬噸に過ぎざるに至れり。而して上記見積の平均を確實なものとして計算すれば、鐵分含有量約三割の夾炭鐵鑛五億七千五百萬噸を含有することゝなるが故に、全體に於て英國に於ける下等鐵鑛は約三十億噸なり。カンバーランド及ラスカシャイアの低燐、赤燐鐵鑛の包藏量は四千萬噸と測定せられ、其品質は五割の鐵分を有するものと推定せらる。

西班牙鐵鑛 從來歐洲に於て、含燐量少き高級鐵鑛を供給したるものは主として西班牙にして、一九一三年には其産出高千萬噸を超へたりしが、戦時中には其半額に減少せり。ベッセマー及シーメンズ、マルチン鐵工場に對する赤鐵鑛銑鐵の英國製造業者は、多年ピッツバークより毎年約二百五十萬噸宛の鐵鑛を得來りしが、採掘し得べき鐵鑛の四分の三は既に採掘せられ、産額漸次減少せられつゝあり。而して此鐵鑛より産出する種々の鐵鑛中最重要なルビオ鐵鑛の準保證品は五割の鐵、八分の硅石、二毛の燐を含有するものなれども、輸出品の多くは四割七分の鐵、一割の硅石、二毛五の燐を含有す。最良の化石炭寒水石の保證品は五割六分の鐵を必要とするものなれども、燃料缺乏の爲に五割四分五厘の鐵分及九分五厘の硅石より成るものゝ輸出を見つゝあり。他の輸出鐵物中には Santander Washed Granular 鐵あれども、燐の含有量多きが故に他の純粹なる鐵と併用せらる。

ルビオ鐵鑛はサンタンダー、カストロに於ても亦採掘せられ、低燐及低硅石鑛を多量に包藏するはアルメリアなり。又 Devile 及 Ternil に於ても多量の鐵鑛採掘せらる。赤鐵鑛、磁鐵鑛、褐鐵鑛及炭酸鐵鑛は Zeon Oviano, Ingo, (Impuzov), Miraga 及 Granada に在れども、未だ開發の程度普からずして將來採掘せらるべき限度は、専ら尙ほ研究調査の結果と適當なる運輸機關の設備とに關係するものと謂ふべし若夫れ Bilbao 鐵鑛に等しき品質を有するものに到りては極めて稀なり。確かなる筋の最近の調査に據れば、同國は現に六億五千萬噸を包藏し、其中二千八百萬噸は Bilbao に在りと云ふ。之を要するに、西班牙は鐵鑛の包藏頗る多大なれども、其採掘未だ盛ならざると共に、現在著手せられつゝあるものは殆んど總て外國資本に依る外國人直接の經營に係る状態に在り。

スカンデナヴィア地方 瑞典の鐵鑛が其品質の優良にして秀逸なるは世の周知する所なり、而して中央瑞典に赤鐵鑛の大産出地あり、例令ば *Grangesberg* 及 *Norberg* の如き之なり。鐵分含有量平均六割にして燐の分量亦多し、又包藏量一億萬噸と註せらる。

ラフランドは瑞典に於ける主要なる鑛山地方なり。是等の地方に於ける鑛物は、他に諸種の化合物を含有すれども、一般に燐素多き磁鐵鑛より成る。

鐵鑛の大塊は *Kuusavaara* 及 *Galliva* にして、前者は *Luossoma* と共に七億三千八百萬噸を包藏し、後者は *Kakuliskula* と共に二億六千五百萬噸を有す。

諸威の包藏量大なれども、品質劣等にして且つ現在の産出高は僅少なり最も重要な鑛區は北海岸の貿易港たる *Sydvaranger* に在るもの及 *Vaaraager Fjord* の南方 *Kirkens* に在るものなり。鑛石は磁鐵鑛にして、燐灰石と混し石英を挟む。生鑛は平均三割乃至三割五分の鐵を含み、又地上採掘の部分に於て時々五割の鐵を含むものあり。鑛石より燐灰石を除くには磁石集中方法を用ひ、煉炭と成る場合に六割五分の鐵を生じ僅に二分の燐を残すのみなり。當國の包藏量は一億萬噸と註せらる。西海岸に於ける *Dundeland* には平均三割五分の鐵分を有する燐灰石鑛を含める赤鐵鑛及磁鐵より成る原鑛の頗る大なる藏包あり、特殊の集中方法に依りて磁鐵鑛及鐵鑛を分離し、鐵分の含有量を六割八分迄に増加し、燐の含有量を三分迄に減少せしむることを得。此地方に於ける包藏量は一億五千萬噸と註せらる。

スカンデナヴィア全體としての包藏量は最近或筋の調査發表する所に據るに下表の如し。

地方	包藏噸數	平均鐵含有量%
北 瑞 典	一、〇〇三、〇〇〇、〇〇〇	六〇
中央及南瑞典	一一六、〇〇〇、〇〇〇	五七
諸 威	三五〇、〇〇〇、〇〇〇	三五
合 計	一、四六九、〇〇〇、〇〇〇	五〇・七

中央歐羅巴 アルサス、ローレン及ルクゼンブルグ並に白耳義の一部に蔓延せる *Minehe* 鑛山は、歐洲に於ける生産高に關しては最も重要なものにして、一九一二年には四千四百萬噸を産出し全世界産額の二割八分を占めたり。鑛石に一部酸化して褐鐵鑛と成れる炭酸鹽にして、二割七分乃至三割六分の鐵を含む。鐵鑛は一部磁石質にして一部は石灰質なるが、是等二物を適

當に混合すれば之に依り製鐵することを得。此廣大なる鑛層中採掘せらるゝは唯一箇所にして、其深さは六呎乃至二十呎に亘り、包藏量實に五十億萬噸に達するが如し前記マイネット鑛以外佛國はノルマンデー、ブリタニー及アンジョーにオールドヴィンアン時代の魚鱗鑛を有す、是等は炭酸鹽又は赤鐵鑛として向斜形を成して存在す成分は四割五分乃至四割八分の鐵を含み一割乃至二割の磁石及四厘乃至八厘の燐を含有す。右三地方中ノルマンデー鑛床は、*Coen* 附近の *Monderfitch* 工場に於て、他の二箇所の包藏物は *St. Nazaire* 附近の *Trignac* 工場に於て之を鑄解して鹽基性鐵鑛と爲しつゝあり、其包藏量二億萬噸と註せらる。

獨逸は歐洲大戰の結果アルサス、ローレンスを佛國に割讓し其最大鐵鑛地を失ひたれども、尙ほ幾多の産地を保有し、其包藏量實に十三億萬噸に上るべし。

米國 スウペリオル湖地方は全米の鐵鑛産出量の五分の四を占め、一九一八年には全國の産額七千萬噸中其八割六分を占めたり。而して元來同地方の鐵鑛は蒸汽鋸又は其他の開鑿機に依りて之を採掘し得たりしを以て多量の供給を爲したりしかど、近來地下採掘亦必要と成り且つ鐵含有量を大にし、磁石及硫黃分含有量を少からしむる爲に、煎熬方法又は石灰化方法等も到る所に行はる。而して鑛の大部分は赤鐵鑛なれども、時に水酸化物を含むことあり。磁鐵鑛は唯僅かに *Maryette Range* に存在するのみ。而して鐵鑛の鐵含有量は、一九〇二年には五割六分二厘なりしも、漸次減少して一九一二年には五割二分と成り、之に反し燐含有量は増加せり。*Bessemer* 鑛の如きも一九〇二年には六割四分二厘の鐵分を含有せしが、一九一二年には四割一分九厘に減少せり。

鐵鑛は其産地より鐵道にて *Duluth, Ashland, Marquette* 及 *Superior* の西端諸港に運搬せられ、夫より更に船にて市俄古若くはクリーヴランド及バツファロー等に運搬せらる。然れども其大部分は水陸上の全距離實に二〇〇哩の遠方に在るピッツバーク並にペンシルヴァニア等米國の工業中心地へ輸送せらる。而して今日此等諸地方の繁盛となりたる原因は、此鐵鑛の供給より製鐵業の發展に基づくものにして、ピッツバーグ現在合衆國に於ける屈指の大工業地として覇を唱ふるに到りしは、スウペリオル湖區より産する鐵鑛の賜物なりと稱せらる。赤鐵鑛は粒状石炭鑛（魚鱗鑛）の中層を有し、メーリーランドよりヴアジニア及テネッシーを通じてジオウジア及アラ

バマに到る炭田の東側に露出し居りて、特にアラバマの Birmingham 地方に最も多し、一般に赤鐵鑛は寧ろ石を多量に含有すれども、大部分の炭酸石灰鑛を含む結果之を多量に産出するものなり。是等諸州の一九一八年に於ける産額は全米國鐵鑛産額の一割を占めたりしが、今後利用し得べき鑛田は三割六分の含磷鐵鑛十七億五千萬噸を包藏すといふ。東北諸州(ニューヨーク、ニュージャージー、ペンシルヴァニア)は全米國産額の一部を占むるに過ぎずして、主として紐育州のアデイロンダック地方の磁鐵鑛、ペンシルヴァニア州の赤鐵鑛及北ニウジアージーの褐鐵鑛より産出し、多く燐質にして夫々其地方的需要に供せらる。而して未開發の鑛地に埋藏せらるゝものは三割五分の鐵を含有し總額約二十五億萬噸を包藏すと豫定せらる。今次に合衆國の鐵包藏量を示すべし。

スウペリオル湖畔	二、七五〇、〇〇〇
東 南 諸州	一、七五〇、〇〇〇
東 北 諸州	二、五〇〇、〇〇〇
合 計	七、〇〇〇、〇〇〇

備考 上表中には、ス湖畔地方に多量に産出する下等赤鐵鑛又は下等磁石鑛を含まず。

伯刺西爾 世界是大の鑛産地の一にして、又實にベッセマー式酸性方法に適する鑛の最大産地の一は伯刺西爾國の Minas Geras 地方に在り。内鐵鑛は赤鐵鑛及磁鐵鑛にして、北米及南米の碧玉に似たる岩石中に存在す。而して鑛質は種々なれども平均の鐵含有量は六割以上にして、燐分は概してベッセマー式に要する制限より遙に下位に在り。又鐵鑛の部分は磁石層中に薄片と成りて露出し、又殆んど純酸化物の大塊ありて、八千萬噸の最良質鐵鑛を包藏すと稱せらる。E. C. Harder 氏の調査に據るに、大なるものは三億五千萬噸、小なるは千萬噸乃至五千萬噸の鑛脈多數ありといふ。然れども現在の輸送状態に於ては到度之を採取すること困難にして、唯戦前此等鑛坑の開發及運搬の設備上資本の放下を見つゝありしを以て、此等設備にして完成せらるゝ曉には同地方の豊富なる鐵鑛は世界の市場を賑はすの機會あるべく、恐くは英國及米國のベッセマー式窯の用途に供する爲め多量の輸送を觀るに至らむ。經濟上重要な Minas Geras 鑛は普通之を分ちて、(一)原層塊狀赤鐵鑛及薄層磁質赤鐵鑛より成る成層床、(二)ずり鑛の斷片及其他より成る斷片鑛とす。Minas Geras 鑛脈の全包藏量は、Dr. Derby がストックホルムより出せる報告に於て、之を内輪に見積り二十萬噸と稱したりしが、最近の或報告に在りては三十五億萬噸と註するに到れり。然るに伯刺西爾の全鐵鑛産出

地方の状況に關して、メリアム及レース (Leith) は七十五億萬噸と見積り、一九一八年のミネラル、インダストリー雜誌は六割二分の鐵含有鑛五十億萬噸を包藏すと爲し、諸説紛々たり。

攻馬及ニウフランドランドストックホルムに於て出版せる報告に據れば、攻馬は十九億三百萬噸の鐵鑛を有すと稱せられたるに、最近或筋の調査見積りに依るに、三割六分の鐵分含有の鐵鑛二十五億萬餘噸なりといふ。

國內には Mayari, Moa 及 Nevija の三鑛床ありと雖、現在採掘せられつゝあるは Mayari のみなり。軟粘土鑛は平均の深度十九呎に達する迄は機械開鑿に依りて採掘せらるゝも、約二割乃至三割の水分一割三分の化合水を含むが故に、運搬の爲小塊狀と爲すに當り爐にて之を石灰化し、其重量の約三分の一を減じたる後、米國の Sparrow Point 及 Sheelton に運搬せらる。ウエルド氏の言ふ所に據れば、此小瘡狀鑛は五割五分の鐵鑛、四分五厘の磁石一割三分のアルミニウム、一分のニッケル及二分のクロームを含み其燐含有量はベッセマーの限界下にて、硫黄は殆んど存在せずと。是等の原鑛より製造せられたる銑鐵は他の鐵と混合せしめ、主として軌道、貨車用の大釘、自動車等の部品等の製作に供せらる。而して此鐵は一分乃至一分五厘のニッケル二厘乃至七厘のクローム、四毛以下の硫黄及燐を含有す。

ニウフランドランドに於ける鑛床は、Bail Island に露出する一小部分を除き殆ど全部は Conception 灣下に伏在するを以て、正確に鐵鑛の包藏量を知ることを得ず。而して其鐵鑛質は平均五割の鐵分、八分の燐分及約一割の磁石を含有する密質赤鐵鑛なるが故に、鹽基法に適せり。E. C. Packel 氏はベルアイランドの半徑五哩以内には、五割の鐵分を含有する三十五億萬噸の鑛を存すと報告せしが、ストックホルムに於て出版せる報告書に據れば、ニウフランドランド全部の包藏量は三十六億三千五百萬噸なりと註せり。

加奈陀 加奈陀の包藏量に至りては僅に一億五千萬噸と見積らるれども、北部加奈陀に廣漠たる未開發地あるを以て、他日鑛脈の發見あるは明かなるべし。兎に角現在に於ては、國內需要の大部分は之を米合衆國の供給に仰ぎつつありて、一九一七年中合衆國が國外に輸入したる内國産鐵鑛百十三萬二千噸の大部分は加奈陀に供給したるものなり。

印度 印度に關する次の説明は、印度地質調査所の Dr. Goggin Brown の起稿中より摘録せるものなり。最近印度に於て發見せられたる、赤鐵鑛たる良質鐵鑛は主として、成層碧玉と混じ(此點に於てスウペリオル湖及伯刺西爾産

の鐵鑛に類似す居るものにして、就中最著明のものを Bihar 及 Orissa に於ける Mayurbhanj 及 Singbhum 中部地方に位する Chanda 及 Drug, Mysore に於ける Kadur 及 Goa と爲す。メニールフハンズの分は Gunmaishini に在る Tata 鐵鋼會社之を採掘しつゝあり。此鐵鑛床はレンズ狀にて、深さ十呎毎に千五百萬噸を藏すと稱せらる。該鑛は平均六割以上の鐵、八分の滿俺硫黃一毛及燐九毛を含有す。Singbhum の分は Bengal-Nagpur Railway の南東 Pansira Hill 及 Buda Hill に於て採掘せられつゝあり。こは Dhurwar 岩に畫然たる限界を爲し、シングバムより西南に走ること約四十哩に及ぶ鐵鑛脈の一部を成形するが如し。中部地方の Chanda 及 Drug 地方には上等なる低燐鐵鑛發見せられたりと雖、未だ有望なりとは認められず、Mysore 鑛に範圍廣大ならずして、同政廳の爲に試験的に Tata 製鐵會社之を採掘しつゝあり。而して同格の燐鐵は等しく (Goa 及 Ratnagire) に多量に存在するが如きも、其深度は明かならざれども、品質優良なる鐵鑛の印度に存すること明かにして、其包藏量は實に數億萬噸と註せられ、將來の採掘益々有望なりと認めらる。

亞弗利加及濠洲 南部及西部亞弗利加には幾多種の鐵鑛あり、攻馬産のラテライト鑛に似て唯稍多量の硅石及アルミニウム並に少量のニッケル、クロム、滿俺等を含むもの全州到る處に存在す。佛領西部亞弗利加には一億萬噸の鐵鑛發見せられ、之より六割の鐵分を含む瘤狀鑛を製出す。またカンブリア前期の岩石と混在して赤磁鐵鑛床は廣大なる地域を占むるも、一般に硅石質薄片との錯雜極めて密にして採掘上困難なり。トランスヴァール地方には、Pretoria に近き Pretoria 鑛床等に低級なる含燐鐵鑛の大包藏あれども、從來發見せられたるもの中最も有價値なるは、Kromdruin に在りて六割以上の鐵分を含む良質の低燐性赤鐵鑛なり、唯その包藏量に至りては未だ推定せられず。平均五割の鐵分を含む良質の鐵鑛は、アルゼリア、チュニス及モロッコ等のアトラス山脈に沿ふ亞弗利加北岸に存在す。チュニス境界に近き海岸より約七十五哩を距る Onenga 及 Bon Kadra 鑛山、Tunis 港より鐵道の完成するに到らば、一ヶ年約五十萬噸の産額を増加し得べく、北亞弗利加の包藏量は約一億萬噸より一億五千萬噸の間に在るものゝ如し。

濠洲の鐵鑛に關しては、海岸附近及内地に多くの重要な鑛脈の存在せる事實を知るも外、其包藏量に到りては未だ明かならず、目下調査しつゝあるは南部濠洲、西部濠洲、クウインズランド及ヴィクトリア等なり。南部濠洲

に於ては Iron Knob に在る Broken Hill Propriety 會社に依り優良なる鐵鑛採掘せられつゝあり、其位置はニウサウスウェルズにして、又ニウキヤツスルに近き Port Waratah 所在の同會社工場に低廉の運賃にて船送せられ此處に於て銻融し平爐鋼製造材料たる鹽基性銑を製す。Iron Knob に於ては目下石切出に限られ、毎年約三十萬噸を産出す、然れども其包藏量に就きては未だ之を知るを得ず。

結論 北米合衆國、攻馬、ニウファンドランド、伯刺西爾、スカンデナヴィア、中央歐羅巴、英國、西班牙、北部亞弗利加等の大鑛脈見積を摘録すれば、優良低燐鐵六十七億四千萬噸優良含燐鐵六十四億六千萬噸、劣等鐵百七十一億萬噸計三百三億萬噸に達するなり。

尙ほ此以外に歐洲中露國、埃國、希臘、南北米大陸中智利、ヴェネズエラ墨西哥及加奈陀の諸小鑛脈を合すれば別に十五億萬噸あるが故に、此等兩大陸を累計して三百十八億萬噸と成り、之より百四十三億萬噸の鐵量を製出し得らるべし、之に據り毎年七千萬噸の銑鐵を製するとせば、今後約二百年間を支持するに足らむ。

亞弗利加、亞細亞及濠洲大陸の包藏量に到りては詳細に之を知る能はざるも、南亞濠洲及印度には重要な鑛脈の伏在すること既に明白にして、又更に日本、朝鮮、支那にも存在すること明かなるのみならず、此等諸地方に於ける未開發地域の頗る廣大なるものあるに顧みるときは、尙ほ未だ發見せられざる鑛脈の存在すべきことは想像に難からず。要するに世界の銻解中心地對する適當なる鐵鑛供給は近き將來に圓滑に遂行せらるべしと信ず。

赤鐵鑛の製造者に取りて重大の事項は、低燐鐵の比較的不足なるに在り。伯刺西爾の優等品を産する大包藏を除きては、全世界に通じ同鑛の鑛脈として知られたるものは約十七億四千萬噸にして、其大部分は北米合衆國に存在す。而して歐洲に於ける該鑛は頗る僅少にして年と共に漸減し行くに拘らず、他方に於ては其需要益々増加し來れるは注目すべき事實なり。今や西班牙は新に鐵及鋼の製造工業發展方法に著眼し、又佛國は北部亞弗利加の鐵鑛の大部分を節用せんとするものゝ如し、若夫れ英國にして其製鐵業を繼續せば、遂に之が供給を歐洲以外に求むるの已むなきに到るべく、結局伯刺西爾に於ける此種鐵鑛の生産量を盛大ならしむるに到るべきことを表示するものと謂ふべし。(通商公報八二五號所載)

●世界主要國に於ける同盟罷工

勞働者の幸福を増進せしむる制度に關しては、最も完全に進歩せることを常に誇とする獨逸及濠洲所在の鑛山に於て一九二〇年の上半期間に勃發したる鑛夫、勞働者の罷工人員竝に同期間世界の主要國に於て製鐵其他金屬工業に従事せし職工の罷工人員を統計すれば次の如しと雖、罷工に依り爲に彼等の獲得したる利益は極めて少量にして、却て其失ふ所を償ふに足らざるは勿論、罷工の三分の一は稍々成功を告げしに近く、全部若くは一部の主張を貫徹し之が目的を達し得たり、然るに三分の二は全く失敗に終はり、徒に當然得べかりし賃金を失ふに過ぎざりしといふ。

國名	罷工に加はりし人員	休業延日數
獨逸	九八五、五五〇	八、八九六、六〇〇
濠洲	三〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇
佛國	五〇二、〇〇〇	七、〇二七、四〇〇
北米合衆國	三九五、〇〇〇	五、八九五、〇〇〇
瑞典	一六七、六〇〇	四、五〇六、四五〇
伊國	一八一、六五〇	三、二九九、七〇〇
英義	二三五、〇四〇	一、七六一、六〇〇
白牙	六七、〇〇〇	一、〇七八、四〇〇
西班牙	八一、八〇〇	八七五、〇〇〇
南阿弗利加	四〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
澳國	五二、一〇〇	二七五、二〇〇
瑞西	一、一九〇	一八、三〇〇
計	三、〇〇八、九三〇	四一、六二三、六五〇

●鐵材在庫數量

五月末日現在の調査に依る東京横濱大阪神戸の鐵物在庫品數量は合計十六萬六千四百九十七噸にして、四月末日の十九萬六千二百二十五噸に比すれば、約三萬噸の減少を來せるが、右は需要の多少増加せる傾向あるも、主として生産及輸入減の結果に基けるものなりと云ふ、在庫品の内容は左の如し。(單位噸)

品名	大阪	横濱	神戸	東京
棒	七、七二三	二五、一九九	六、二三五	一九、六一〇
板	一九、三五二	一七、六二五	八、九六七	八、七三二
型物	八、二二五	—	七二九	五、六八〇
鋳力	一、〇二五	四、五八八	一、六四二	一、三二五
亞鉛引鐵板	三、九二七	八八九	一、〇六九	一、二一〇
針金	八、六九	一、六六七	八、三九二	八三四
釘	五四四	八三七	四六七	一、六九〇
レール	二、二三六	—	三、二五九	—
其他	—	—	一、〇四四	六〇五